

「八尾市空家等対策協議会」の位置付けについて

【法的根拠】

- 平成27年5月26日に全部施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」という。）ではその目的として、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するために必要な事項の一つとして、市町村による空家等対策計画の作成を位置付けています。

- 空家法第6条では、空家等対策計画には以下の事項を定めるものとしています。
 - 1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する基本的な方針
 - 2 計画期間
 - 3 空家等の調査に関する事項
 - 4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - 6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 空家法第7条において、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができるとしています。

- これに基づき、「八尾市空家等対策計画」の策定にあたり、「八尾市空家等対策協議会」を組織することといたしました。

- 各分野の委員の皆様からの専門的な視点に基づくご意見をいただくことにより、本市の空家の実態に即した「空家等対策計画」の策定が行えると考えています。

【本年度ご協議いただきたい主な事項】

- 1 「八尾市空家等対策計画」の策定に関する事
- 2 特定空家等の判断基準に関する事
- 3 「八尾市空き家の適正管理に関する条例」の改正内容に関する事